

憲法・47教育基本法・子どもの権利条約をまもり、生かそう！

No.42

# 子どもと教育・文化 道民の会

## 会報

発行日 2019年10月17日

発行責任者 共同代表

姉崎洋一 井上大樹

加藤多一 河野和枝

事務局 〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校教職員センター  
3階

TEL 090-9523-4396

FAX 011-663-0457

メールアドレス:

kodomotokyoku@gmail.com

ホームページ:

kodomotokyoku.jimdo.com

### 1. 「会報 No42」を発行いたします。

「会報 No42」には、下記の方々に原稿をお願いし、お忙しい中執筆していただきました。今回の記事の1つには、いま大きな社会問題となっている「大学入試改革における英語の『民間試験導入』」の問題について取り上げました。「民間試験導入」については、当事者である現役高校生が「試験導入を中止してほしい」と訴えていますし、全国高校長協会や予備校講師あるいは英語研究の専門家が「制度の見直し」を求めるなどの動きも出ています。今号では、道高教組の呼びかけで始まっている「導入反対のとりくみ」や「問題点や課題について」新英研共同代表野村健治さんに小論文を寄稿していただきました。

また、以下の『会報記事』の通り、多方面から寄稿していただきました。

さらに『別冊』として、当会共同代表加藤多一さんの「北海道新聞」夕刊連載（8月～9月）記事について、小冊子を作りました。すでに読まれた方も多いかもしれませんが、加藤さんのこれまでの生涯の一端を知るととてもいい機会になると思います。

ご一読ください。

じっくりお読みいただき、事務局へ感想などお寄せください。

#### 【会報記事】

- (1) 英語民間試験の大学入試活用は即時中止を～市民とともに運動を広げるには～  
本多由紀子（北海道高教組）・・・p 3
- (2) 大学英語入試民間試験導入について  
野村健治（北海道新英研共同代表・札幌東商業高校）・・・p 4
- (3) 「学校統廃合を考えるつどい パート2」の報告  
新保 裕（全北海道教職員組合）・・・p 13
- (4) PTA 活動を通して思うこと  
梶木晃子（新日本婦人の会 札幌南支部）・・・p 17
- (5) 【江別市会員からの通信】教育問題の学習懇談会について  
山内 雅（道民の会事務局）・・・p 18

【資料】

- ◎「2020 年度文部科学省概算要求」についての全日本教職員組合（全教）談話  
・・・p23
- ◎「2019 合同教育研究全道集会」のご案内  
・・・p27
- ◎「全国教育署名」推進のためのチラシ  
・・・p31

2.【事務局からのお願い】

- ① 今年度も会費の納入をお願いいたします。およそ1年間程度会費が未納な方は是非納入ください。  
また、しばらくお休みされている方もこの機会に新たにご加入ください。  
年会費1口単位1000円です。(何口でも結構です)  
最終会費納入年を宛名シール最下段の数字で示してあります。  
数字のない方は2010年以降会費納入がありません。  
可能な範囲で会費納入をお願いします。
- ② ブックレット「子どもの権利を考える part2」販売しています。  
1冊300円です。送料自己負担です。(送料は、冊数により100円から200円程度です)
- ③ 会報原稿(寄稿文など)をお寄せください。
- ④ メールアドレスお知らせください。空メールでも結構です。  
ただし氏名がわかるようにお願いします。
- ⑤ 住所変更がありましたらご連絡ください。

### 3.「全国教育署名」にご協力ください

「少人数学級実現」「給付型奨学金制度充実」「教育の無償化」など子どもたちの教育条件を改善するための全国署名です。四半世紀を超える全国的な運動の中で、大きな改善も進んでいます。

署名用紙を3枚同封させていただきました。道と国、2か所に署名記入欄があり大変ですが、ご家庭や周りの方々へ呼びかけていただけますようお願いいたします。

書いていただいた署名用紙は、事務局に送っていただくか、「北海道連絡会」の構成団体(高教組・道教組・新婦人の各支部や単組、地区労連など)へお届けください。

### 4.「合同教育研究全道集会2019」へご参加ください

「会報No42」p27～リーフレットを掲載しました。

札幌が会場ですので、遠方の会員の方は、難しいかもしれませんが、ご都合がつく方はご参加ください。

# 英語民間試験の大学入試活用は即時中止を ～市民とともに運動を広げるには～

北海道高教組 本多由紀子

2020年度実施の大学入試より、新共通テストが導入されます。中でも、英語民間試験が大学入試の合否判定に活用されることは大変問題です。



9月24、道高教組・道教組は、道高P連、道教委に要請・懇談を行いました。また、9月25日、10月4日の2回にわたり、札幌PARCO前にて抗議・署名行動を行いました。道高教組・道教組の組合員、共産党前衆議院議員畠山和也さん、北海道大学光本滋さんの他、SNSの呼びかけで参加した市民などのべ約35名が参加。現役高校生も含め、広範な市民を巻き込んだ抗議行動となりました。

有朋高校の土岐さんは「民間試験によって学校の計画が歪められ、有朋高校の面接授業の日程が変更になるかもしれない」と訴え、北海道大学光本滋さんは「測るべき力を測らず、測らなくてもいい力を測っている」と制度の根本的問題点を指摘しました。さらに、SNSの呼びかけで参加した市民の方もスピーチ。現役高校生は「共通テストの記述式が大変！バイトに採点させて公平性が本当に保てるのか」と訴えました。「こんな入試制度はどう考えてもおかしい」

(元教員)、「今でもほんとお金がかかる上に、この入試制度のせいでもっと家計は大変なことになる」(保護者)、「塾でアルバイトをしているが、全くひどい受験制度」(大学院生)と切実な

声が次々と聞かれました。

道高教組尾張委員長は、「このまま上から押しつけられたものをだまってやっていくつもりなのか」と2回の抗議行動を締めくくりました。市民や高校生を持つ保護者はスピーチに耳を傾け、特に、当事者の高校生は真剣に訴えを聞いてくれました。ちらしの受け取りもよく、多くの方が署名に協力してくれました。

今回の抗議行動は、文科省前で行われた抗議行動に連帯しました。文科省前ではSNSの呼びかけなどにより、100人から200人の市民が結集し抗議行動を行っています。

札幌PARCO前行動の2回目は、東京で行われた文科省前、国大協前講義と同日に行動を行い、連帯を呼びかけました。私の個人アカウントから参加を呼びかけたところ、250リツイートされ拡散されました。SNSの呼びかけで参加した人は、2日間でのべ13人となりました。また、文科省前講義の参加者などから連帯のメッセージをいただきました。この問題が、市民的な関心として広がっていることを表しています。抗議行動に参加した方からは、「高教組が行動してくれて、これに参加できてよかった」などの嬉しいダイレクトメールもいただいています。また、札幌PARCO前の参加者が、同日行われた道庁前の反原発抗議行動にも参加し、そこでスピーチをしています。社会の矛盾に1つ気がつくと、どんどん怒りは連鎖しています。

英語民間試験の大学入試活用は、50万人とも言われる受験生の入試を民間業者に「丸投げ」するシステスです。今後、臨時国会で中止のための法案提出も検討されています。今後、この市民的な共同を広げ、当事者である高校生の声を拾い上げることが大切です。国会では中心にするための法案も提出される予定です。SNSなどを使った市民的な広がりや新婦人など他団体とも手を結んで運動を広げ、なんとしても中止に追い込まなくてはなりません。

# 大学英語入試民間試験導入について

北海道新英研共同代表 野村健治（札幌東商業高校）

## 1 はじめに

柳先生から執筆のご依頼がありました。現在私が担当しているのは3年生ですので新制度の影響をうけません。目の前の日々の業務に忙殺されており、当然民間試験導入はとんでもないという立場ではありますが、異を唱えても止まるものでもありませんし、面倒なことは考える余裕もありません。「新制度に振り回される2学年担当はご愁傷様」これが高校現場一般的な雰囲気ではないでしょうか。ですので、この件に関して書くようにと言われても、そう簡単にはいきませんが、それでもよい機会ですので問題点を整理してみることにしました。今高校の現場のみならず社会的な関心事になっている

「大学入学共通テスト」の英語の試験に導入される民間試験の問題についてです。

まずは、「週刊新潮」（2019年9月26日号）の特集記事によると「活用される民間試験は、ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定（英検）、GTEC、IELTS、TEAP、TAEP CBT、TOEFL iBT の七つ。これを受験年度の4～12月に2回まで受け、その成績が志望大学に提出される、という仕組みとなっており、早い試験では高2の秋に申し込まなければ、来年度前半の民間試験は受験できず、大学進学の間口が狭くなります。たとえば英検の申し込みは9月からすでに始まっていますが、10月2日現在、試験日程しか決まっておらず、会場さえわかりません。ほかの民間試験も同様の状況です。そんななかで、地域や経済状況のほか、進学校とそうでない学校との間の情報格差も深刻になっています。」とあります。

さらに、「和歌山大学の江利川教授によると、民間試験導入の問題点は、目的も評価内容も異なる上記7団体の計23もの試験を、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の6段階尺度で測る不公正さにあります。また、一つひとつの試験は目的や特徴が異なり、たとえるなら、子供の

体力を100メートル走と走り高跳びの結果を並べて測るようなものだ」ということです。その上、「この尺度は言語体系が英語に近いヨーロッパ圏の学生を対象にしたもので、日本で例えば8～9割の生徒が一番下のA1、残り1、2割がA2、それ以上の成績は帰国子女などのきわめてまれなケースのみに当てはまることになる」ということです。CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）については後ほど触れます。

また、「元外務省主任分析官で作家の佐藤優氏は、そもそもの改革の方向性に疑問符をつける立場で、「読む、書く、聞く、話すの4技能の向上という基本的な方向性は正しいと思いますが、四つの能力を低レベルで揃えても国際社会で使えるわけではない。それよりも読む力を問うべきで、読む力さえあれば聞く、書く、話すは後からついてきます。（中略）センター試験では社会に必要な英語力が測れない、という制度改革の出発点自体が間違っているのです」と述べていますが、私も同意見です。「改革によって入試から公正さを奪い、学力も正しく測れないようにする。官邸と文科省が進む道は、日本人と国力に対する破壊活動そのものではないのか。」と週刊新潮の記事は締めくくっています。政治的にも教育的にも「犯罪的な」この制度について見ていきましょう。

## 2 民間試験導入の経緯について

この問題の発端は、楽天社長の三木谷浩史氏が経済同友会の座長として出した提言とされています。それは「大学入試も実用的な英語力を測るものとしてTOEFLを使え」というものでした。ウィキペディアにも以下のような記述があります。「文部科学省の英語教育の在り方に関する有識者会議で、楽天会長の三木谷浩史が民間試験の利用を強く主張し、当初文部科学省は、本テストの英語の試験はすべて民間の資格・検定試験を利用する方針であったが、大学

や高等学校の要望もあり、大学入試センター試験と同様のマーク式の問題を4年間は継続することを決定した。」そして、「大学入学共通テスト実施方針」が平成29年7月に策定され、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱」が順次発表されました。来年4月から大学入試英語成績提供システムを活用した英語4技能検定が実施されようとしています。

その背景には、三木谷社長をはじめとした財界が教育に要請してきた「グローバル人材の育成」という命題があります。バブルがはじける前までは、「英語なんて企業に入ってから鍛えればよい。先ずは人物を見て採用する。」という発想でした。しかしバブル以降は、企業にも余裕がなくなり、「はじめから英語が使える人材を採用したい」という方向にシフトしました。社員の英語力を向上させるには多額の費用がかかるので、それを教育現場で賄ってもらおうとしたわけです。これは企業がグローバル展開するための喫緊の課題です。すでに高校では「スーパーグローバルハイスクール」、大学では「スーパーグローバル大学創生支援事業」などで予算配分をちらつかせ、いわば短絡的な英語力向上の教育が行われています。小学校における早期英語教育推進もまさしくこの流れによるものですが、7割近い人が英語教育の低年齢化を求めている（日本総合社会調査2010）など、世論も追い風になっています。これは、学校教育において早期に英語教育をすれば英語が話せるようになるといった「神話」が日本人の常識として依然として蔓延している所以です。実はこれこそがこの問題の核心の一つと言えますが、これについても後ほど述べることにします。

### 3 様々なリアクションについて

話をもとに戻しますが、経済の論理で推進される施策がそのまま教育現場になじむわけがありません。この方針に真っ先に異を唱えたのは東京大学でした。2018年9月、東大は学内のワーキンググループの議論を踏まえ、9月に民間試験の成績提供を必須としない方針を発表したのです。その後、京都大と名古屋大も、同

様の方針を打ち出し、九州大も同じ方向性で検討を始めたとあります。さらに、北海道大、東北大、京都工芸繊維大は、公平性に問題があるなどとして活用しないことを決めたとのことです。この動きに対して、高校の教員からは、歓迎の声が挙がりました。その一方で、このままでは強行導入されるであろう民間試験対策を具体的に始めなければならない時期に差し掛かっています。高校の英語教育が民間試験対策になりかねないとの懸念が渦巻いています。

今年6月、大学教授らが、「利用中止と制度の見直しを求める請願書」を国会に提出しました。また、7月には、TOEICが大学入試英語成績提供システムへの参加を取り下げることが発表し、大きな衝撃となりました。TOEICはTOEIC Listening & ReadingとSpeaking & Writingでそれぞれ「聴く・読む」と「話す・書く」の2技能ずつを測定しており、二つの試験は別々に実施されるため、システムの要請に合致しないと判断したためでした。

さらに、同じく7月、全国高等学校長協会は文部科学省に「大学入試に活用する英語4技能検定に対する高校側の不安解消に向けて」との要望書を提出しました。新システムを巡って現場の不安は増すばかりで、生徒・保護者への説明にも苦慮していると訴えました。さらに同協会は、9月10日、「2020年4月からの大学入試英語成績提供システムを活用した英語4技能検定の延期及び制度の見直しを求める要望書」を文部科学省宛に提出しました。山積する課題を解決しないままの導入を「極めて重大な問題」としており、このまま運用が開始されれば混乱は必至だと訴えました。このニュースは、校長協会までもが異議を唱え始めたという驚きを高校現場に与え、また同時に、この問題の根深さを改めて認識するきっかけにもなりました。

また、時を同じくして、全国大学高専教職員組合は、「2021年度大学入学共通テストにおける英語民間試験利用の延期と再検討を求める緊急声明」を発表しています。その中で「英語民間試験を利用しなくても2021年度の大学入試は可能」と示唆しています。

同時に、市民の動きもみられています。抗議集会が毎週金曜日に行われるようになりました。ツイッター上の呼びかけで文部科学省前に集ま

った高校生や教員らが参加、「入試改革絶対反対」「生徒の未来に責任を持って」と訴えています。その動きはすぐに全国に広がり、札幌でも行われています。

その一方で、全国の私立中高約 2000 校でつくる日本私立中学高校連合会が9月 19 日、試験の「確実な実施」を求める要望書を萩生田光一文部科学相に提出しています。私立と公立で意見が対立する異例の事態となっています。

## 4 問題の中身について

さて、これらの問題の中身について少し詳しく見ていきます。先述の全国高等学校長協会が文科省に宛てた要望書「大学入試に活用する英語4技能検定に対する高校側の不安解消に向けて（令和元年7月25日）」には、「社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の充実が我が国にとって極めて重要な問題であり、高等学校教育において4技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けさせるために英語教育の充実を図ること、その成果を大学入試で測るという方向性や、英語民間検定がこれまで果たしてきた役割については、本協会としても十分理解しており、そのことを否定するものではありません。」としつつも、都道府県高等学校長協会会長研究協議会ですべての都道府県から出された以下の6点の不安が述べられています。

- ①生徒が希望する時期や場所で英語民間検定試験を受けられる見通しが依然として立っていない。
- ②都道府県間はもとより、同じ都道府県内でも、受験に対して、地域格差、経済格差があり、それらに対する対応が不十分である。
- ③実施団体ごとの検定試験の周知に計画性がなく、未だに詳細が明確になっていない。学校では、今年度中の生徒への指導、来年度の年間行事計画及び生徒への指導計画が立てられない。
- ④英語民間検定試験の公平、公正に対する不信が払拭されていない。特に、英語民間検定試験の実施方法（公開会場での実施・運営方法、CBTによる実施方法等）について、採点の方式、結果の周知時期、事故対応等の経験・実

績のない実施団体があることなどにより、生徒も教員も不安を募らせている。

- ⑤活用方法を明らかにしていない大学等があり、志望するにあたって不安である。
- ⑥障害のある受験者への配慮が事業者ごとにまちまちである。

そして、この要望書は次のように締めくくられています。「協議会では、『実施に当たっての不安を払拭できなければ、実施体制が整うまでは実施を見送るべき』などの声が相当数の出席者から上がるほど、高等学校の現場は参加検定実施団体などからによる様々な情報に翻弄され、次年度のこともかかわらず、まったく先が見通せないほどの混乱状況になっています。この仕組みの制度設計を行った貴職が責任をもって一刻も早く事態の收拾にあたり、令和3年度の大学入学共通テストにおける英語民間検定試験の利用において、受験生に混乱が生じる事態を招かないよう、また現場の校長たちが安心して生徒を受験に向かわせることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。」

さらに、再度出された9月10付けの要望書には、「去る7月25日に本協会は貴職に対し、『生徒が希望する時期や場所で検定試験を受けられる見通しが依然として立っていない。』など全ての都道府県協会長から提起された6項目の不安要素を提示し、責任を持って事態の收拾に当たってくださるよう要望書を提出し」たにもかかわらず、「依然として課題解決には結びついていません」として、次の6つの理由から、「本協会としては、（中略）貴職に対し2020年4月からのシステムを活用した英語4技能検定の延期及び制度の見直しを要望します。」とし、「延期と見直し」を要望しています。以下6つの理由です。

- ①大学入試として実施される検定試験として、公正・公平の確保が依然として担保されていないこと
- ②地域格差、経済格差をはじめとする諸課題が、今後短期間のうちに解決する見通しは立っていないこと
- ③各検定実施団体が、2020年4月からの実施ありきで準備を進めており、その結果新たな不安や負担が生じていること
- ④この状態でシステムを活用した英語4技能検

定の運用が開始されれば、申込みの段階から混乱が起きるのは必至であること

⑤現高校3年生に対する十分な配慮がなされないままでは今後の指導に大きな支障が出ること

⑥教育施策の実施に際して、格差を助長することがあってはならないこと

すなわち、全国高等学校長協会は、グローバル人材育成のための英語教育や授業で培った4技能を大学入試で測ることに賛成であるし、民間英語検定がこれまで果たしてきた役割も評価はするが、受験生の公平性が担保されていないことに対しては、異議を申し立てるという立場です。

一方、外国語教育にたずさわる教員自身が始めた署名があります。これは日本外国語教育改善協議会の議論の中で発案され、「大学入学共通テストへの民間試験導入に反対する会」として行われたもので、受験生の公平性の担保のみならず、民間試験を入試に導入する問題点にも踏み込んで指摘しています。署名の請願趣旨は、「①2021年1月から始まる大学入学共通テストで、英語の試験に民間試験が導入されることに反対 ②2024年以降の民間試験一本化に反対」の2点であり、その反対理由として、以下の8点を挙げています。

(1) 全受験者に等しく共通テスト内でテストするべきである。

大学入学共通テストの中で他の科目はすべて受けることができるのに、英語だけ、それも有料で別に民間試験を受けなくてはならないというルールは異常です。共通テストという名前に合いません。追加負担のない形を求めます。

(2) 公的試験は公平でなくてはならない。

民間試験対策の費用負担では経済力などの面で生徒間の不公平がさらに広がってしまいます。高校3年4月以降の2回を利用となっていますが、多くの生徒が試験慣れのためにそれ以前から受けるでしょう。もともとは受験自由が前提の民間試験を必須のものとするのに無理があります。

(3) 民間試験導入は学校教育を改善しない。

そもそも外部に出題を委ねると、文部科学省は出題に責任を持たないこととなります。

それは、学習指導要領とも学校教育ともつながらないだけでなく、それらの存在意義の否定にさえなるものです。大学入学試験の改善を本当に意図するなら、それ専用の問題を責任官庁が作るべきです。

(4) スピーキングテストは民間試験導入の必然的理由とはならない。

今回の民間試験導入は、センター試験より出題の質が高いという理由ではなく、スピーキング導入も、他の技能の試験からスピーキングを分離させれば済むことであって、民間試験で4つの技能全て計り直す必然性はありません。東大案のように各学校の授業で評価するのが、教育の本筋です。むしろ共通テストから英語を除外することの弊害があります。また、スピーキングテストは英語力以外の要素に大きく左右されるものであることも無視すべきではありません。

(5) 日本の大学入試制度とCEFRは考え方が異なる。

CEFRの考える複文化主義

(pluriculturalism)・複言語主義

(plurilingualism)の考え方は日本での受験生選抜のための学力概念とは異質で、日本の大学入試の合否判定資料として使えないものです。民間試験の4技能をひとまとめにして判定するテストの形も、本来のCEFRの趣旨と合わないものです。

(6) 複言語主義について。外国語は英語だけではない。

外部試験導入で話題にされている試験・検定は、すべて英語です。しかし、他の言語を無視・軽視するのはCEFRの複言語主義、つまり多様性の積極的受容という理念と逆を行くものです。言語教育は、多様性を重視するものでなくてはなりません。

(7) 公務員が民間試験のために働くことになる。

8種の民間試験から好きなものを選べるから公平だというのは、受験をさせる側の論理であって、させられる側からの真実ではありません。学校が会場提供や民間試験対策をするなら、その時点で生徒にどの民間試験を受験させるか学校単位で選択せざるを得なくなるでしょう。しかしそれでは、学校教員が民

間の営利活動のために働くことになります。また、民間試験の集計を学校一括で送る仕組みも、営利活動の一部に関わることになり、問題です。

(8) 民間試験導入は、公教育の内容を変質させてしまう。

大学入試への民間試験導入で、高校の授業がその対策テクニックを訓練する場が変わってしまいます。入試を変えることで教育の内容を変えようというのは順番が逆です。入試は高校教育の成果を測るものであり、それを測れない試験の導入は、公教育という概念を全く否定したものになります。それは、中学校以下の教育にも悪影響を及ぼします。

\*

この署名の取扱団体である「大学入学共通テストへの民間試験導入に反対する会」の呼びかけ人には、私の所属する新英語研究会の中央常任委員を務める中学高校大学のベテラン教員が多く名を連ねています。導入されようとしている民間試験では、学校英語で培う力を正しくは測れない、すなわち英語教育の側面における問題点を指摘したのですが、それと同時に、この施策には犯罪的な政治的側面があります。ご存じの通り今までも十分に受験産業は、幼児教育から大学入試まで、周到に教育畑を食い散らかしてきたと言えますが、今回の施策はその受験産業に対して、教育の一角を完全に「食いもの」として献上するものです。世間を騒がした大阪の私立小学校や一大学法人への便宜供与といったスキャンダルとは別次元の規模で、毎年全国の受験生から多額のお金を吸い上げる施策です。まさしく政財官の癒着を絵に描いたような施策ではないでしょうか。

## 5 この問題を克服するために

この問題を克服するためには、まず、この問題の政治的側面に対しては政治的に対処しなければなりません。反グローバリズムを掲げて、教育を財界の意のままにはさせないといった世論の形成が求められます。次にこの問題の教育的側面は、教育問題・教育運動として対処する必要があります。そのためには、まず第一にこの施策の問題点を整理し共有する必要があります。

すし、とりわけ教育現場にいる英語教師は、自分たちの持ち場である教室で対案を示すべく理想の授業実践を追求する必要があります。

冒頭に、「日本人の7割近い人が英語教育の低年齢化を求めています。これは、日本の言語環境下で、学校教育において早期に英語教育をすれば英語が話せるようになる」といった『神話』が日本人の常識として依然として蔓延している所以であり、これこそがこの問題の核心の一つだ」と書きました。そのことに関して様々な角度から論じてみたいと思います。また、それが同時に先ほどの「大学入学共通テストへの民間試験導入に反対する会」の署名の解説にもなりそうです。

### ① そもそも言語とは何か

民間試験では、英語の「読む」「聞く」「書く」「話す(スピーチ・やりとり)」の4技能(5技能)をバランスよく測ることとされていますが、そもそも言語とは何かということから考えたいと思います。

言語とは何か？

人類がどのように言語を獲得したのかという文脈の中で、言語とはコミュニケーションの道具である前に、第一義的には思考の道具であったという学説があります。言語は、「内言」から「外言」に発達したとする説です。次に、人類が言語を獲得した以降の話として、「語彙があるから認知ができる。」「思考が言語をつくるのではなく、言語が思考をつくる。」とか「言語とは思考そのものである」という考え方もあります。ここにとある思想家の文章を紹介します。

「人間は思考能力を授けられたのではなく、実をいえば、訓練とか教養、あるいは教育を通じて、何千年にもわたる努力を傾けながら、少しずつ作り上げ精錬してきたのである。思考能力は最初から人間に与えられてきたものでないばかりか、現在という歴史的時点においてさえ、われわれが言葉の素朴かつ通常の意味において思考と名付けるところのものわずかに一部を、粗雑な形でしか形成することに成功していないのである。さらにこの獲得されたわずかな分量でさえも、獲得されたものであって本来のものでないから、つねに消滅の危険にさらされて

おり、過去において事実何回となくそのおおかたを失ってきたのであり、われわれはいままたそれを失わんとしているのである。世にある他の存在者と異なり、人間はけっして完全な形で人間であるのではなく、むしろ人間であるということは、正確にいうなら、いまにも人間でなくなることを意味しているのである。虎は虎であることをやめること、すなわち非虎化されることができないのに対して、人間は絶えず非人間化される危険のなかに生きているのである。

（「個人と社会」オルテガ1969）」

言語と思考を一体のものと考えれば、この文章からは、人間にとって言語能力や思考能力を維持することそのものが闘いであるということがわかります。また、母語以外の言語を獲得することも、まさしく闘いであって、生半可な学習では身につかないものです。ことばの学習の困難さ、「そもそも英語を簡単に身につけることなどどだい無理なことである」ということをまずは共通認識していただくことが大前提です。

## ②言語の分類と学習方法

言語を「母語（第一言語）」、「母国語」、「外国語」、「第二言語」など分類する方法があります。「母語」とは、自分が生まれて最初に接して身につけた、日常的に使用していることばを表し、「母国語」とは自分が生まれ育った国で広く使われている言語です。「外国語」とは、学習言語がその地域では話されていない言語のことを指します。日本人にとっての英語、フランス語、ドイツ語、中国語などです。次に「第二言語」とは、学習言語がその地域で話されている母語以外の言語のことです。日本人がアメリカに留学して現地で英語を学ぶ場合、アメリカに渡ったメキシコ人移民が英語を学ぶ場合、それらを「第二言語」と呼びます。

学習言語が居住している地域で話されていない「外国語」を学ぶ「外国語教育」と、教室の外においても学習言語が巷に溢れている「第二言語」を学ぶ「第二言語教育」とでは、当然その目的や学習方法に大きな違いがあるのです。

その考え方に当てはめれば、日本における英語教育は、まさしく「外国語教育」です。にもかかわらず、日本の英語教育は、基本的に「第

二言語習得理論」に基づいてデザインされているのです。このことが日本の英語教育の諸悪の根源であると言えます。「学習開始年齢を下げれば下げるほど効果が上がる」「文法は不要だ」「聴くだけで身につく」「赤ちゃんのように学べ」というのはすべて「第二言語習得理論」に基づいての発想です。それを「第二母語習得理論」などと皮肉る学者もいます。巷に英語があふれてはいない日本の言語環境下で「習うより慣れろ」式の考え方には限界があるのです。

一方、英語を「外国語」として学ぶ場合は、「母語」と「学習言語」を見つめる概念的・論理的思考が求められます。9歳から学びはじめの分数計算や「信用」「勇気」「関係」といった抽象語の習得率は著しく落ちると言われますが、それは個々の子どもの概念的・論理的思考の発達段階の差に依るものと言えるでしょう。科学的概念の体系的学習が本格的に始まり、概念的・論理的思考が要求されるのは小学校高学年の頃からです。それ以降の年齢に達してなければ「外国語」を効果的には学ぶことはできないという理屈になります。心理学者・教育学者のヴィゴツキーは、著書「思考と言語」において、「子供は母語においてすでに意味の体系をマスターしており、それを他の言語に転移しながら外国語を習得する」と述べています。もう少し詳しく見ていきます。

## ③ヴィゴツキーの外国語習得理論

ヴィゴツキー『思考と言語（1934）』から重要部分を引用します。ヴィゴツキーは外国語を学ぶプロセスを次のように説明しました。

「子どもは学校で、外国語を母語とはまったく違った方向で習得する。外国語の習得は、母語の習得とは正反対の道を進むといえる。子どもは母語の習得を、決してアルファベットの学習や読み書きから、文の意識的、意図的構成から、単語の言葉による定義や文法の学習から、はじめはしない。しかし、外国語の習得は、たいていこれらのことから始まるのである。子どもは、母語を無自覚的、無意図的に習得するが、外国語の習得は自覚と意図から始まる。それ故に、母語の発達、下から上へと進むのに対し、外国語の発達、上から下へと進むということができる。この二つの路線は正反対の方向

を向いている。」

「しかし、これらの反対の方向を向いた発達路線の間には、相互関係が存在する。外国語のこのような意識的・意図的習得は、母語がある程度身につけていることが役立つ。」

「子どもは、母語においてすでに意味の体系をマスターしており、それを他の言語に転移しながら、外国語を習得する。が、また逆に、外国語の習得は、母語をさらに深く習得するのに役立つ。それは、母語を言語体系のひとつであることを子どもにわからせることになる。同時にそれは、子どもに母語を一般化できる可能性を与える、というのは、子どもが自分自身の言語の使い方を自覚し、自分なりに使えるようになるということである。」ここで、ゲーテの格言「外国語を一つも知らないものは、母語を本当には知らない。」を思い起こす方もおられると思います。

さて、このヴィゴツキーの「母語の発達は、下から上へと進むのに対し、外国語の発達は、上から下へ進む」というところの「下から上」「上から下」という表現は、「生活言語・具象的言語」から「科学的論理的言語・抽象的言語」と読み替えてよいと思います。私は30年教壇に立って英語を学び教えてきましたが、海外の生活経験がないので、例えばネイティブスピーカーの幼稚園児が使う生活言語は理解できません。また、生活言語を含んだ台詞の応酬で構成されている小説などは、読んでいてわからないことだらけです。一方で、政治や歴史、哲学、科学にまつわる理路整然とした英文であれば扱う(読む・書き・聞く・話す)ことができます。

#### ④BICSとCALPという概念

ここは、ネット上で見つけた応用言語学者のHPを参考にさせていただきます。カミンズ(1984)はBICS(日常言語)とCALP(学習言語)という概念を提示しました。BICS(Basic Interpersonal Communicative Skills)は対人伝達言語能力と呼ばれ日常の会話能力のことです。高い認知能力を必要とするものではなく、日常の場面に密着した言語使用のことです。一方、CALP(Cognitive Academic Language Proficiency)は認知・学習言語能力と言われ学問的な思考をするときに必要な言語能力のことです。科学的、論理的、抽象的な事柄などを扱います。

カミンズは、これらの概念を使い、移民の子どもなどが「第二言語」を習得する際に、母語の重要性を理論的に明らかにしました。移民の子どもの言語教育を考えるにあたって、「母語教育をすると、第二言語の習得が遅れるのでは？」などという懸念が生まれましたが、こういった懸念に対し、母語教育をすることで第二言語の獲得にも好影響を及ぼすということを説明したのです。さらに、母語や第二言語を扱う、言語学習において、普段の日常会話(BICS)だけではなく、抽象的な事柄も扱えるような言語能力(CALP)を身につけさせる必要性を明らかにしました。要するに、カミンズによると「第二言語」の習得ですら「母語」の学習・発達を重視し、さらにはCALP(学習言語)の発達にも依拠するものだとしているのです。それが「外国語」の習得となると、どうでしょうか。なおのことCALP(学習言語)が必要であることは、ヴィゴツキーの理論を待たずとも、明白ではないでしょうか？

さて、日本の公教育としての英語教育で、ターゲットにするべき力は、BICS(日常言語)でしょうか？それともCALP(学習言語)でしょうか？いずれもターゲットにしてもよいのですが、英語が「外国語」である日本の言語環境において、学校教育(必修教科でしかも40人の教室)で、BICS(日常言語)を教え学ぶのは、いわばざるで水をくむようなむなしさを覚えます。それでも、日本の英語教育全体がコミュニケーション重視の方向にシフトしているのは「第二言語習得理論」に基づいている所以です。本来BICS(日常言語)の指導というものは、留学準備講座や海外旅行(赴任)直前講座として、学習動機のある対象者に対して、一定の条件下で行われなければ効果があがらないものではないでしょうか？

#### ⑤英語の学習が困難な二つの壁

そうは言っても「学習開始年齢を下げることは、それはそれで効果があるではないか」という主張が聞こえてきそうです。確かに全く無駄だとは言いません。「習うより慣れろ」式で、幼児の年齢から英会話の訓練を始めれば一定の効果は確かにあるでしょう。しかし、それはざるで水を汲む程度の効果だ、とえば言い過ぎでしょうか？逆に日本にいながらにして、仮に人為的な英語空間を作りそこに子どもを閉じ込めて育てれば、親の母語が日本語の場合と英語の場合とでは結果は違ってくるのでしょうか、英語が日本語と同程度に話せるようになること

も可能でしょう。しかしそうなった場合、極端な場合は、自分の母語がいったい英語なのか日本語なのかわからなくなり、深い思考を求めるときに、自分は一体どちらに依って立ったらよいのか、といったアイデンティティ崩壊を起こすことがあります。私は実際に、英語を注入された結果、自分の母語が英語なのかアラビア語なのかわからなくなったエジプト人に会ったことがあります。そこまでして英語を学ぶ必要があるのでしょうか？ ですから、「費用（時間）対効果」といった観点や「全人格的なこどもの発達」という物差しで見た時には、早期英語教育は弊害の方が大きいとすら言えます。まずは豊かな日本語の世界を醸成すべきと思います。

一昨年に開催した北海道新英研が主催する「全道外国語教育研究集会」第50回記念大会では、立教大学名誉教授の鳥飼玖美子先生に講演をしていただきましたが、そのご講演の中でも、言語教育における母語の大切さについて話されています。

さて、ここでは、その講演の中で、鳥飼先生が話された、英語を学ぶ際の「二つの壁」について紹介します。一つ目は、「時間の壁」です。アメリカ人は母語として英語を獲得するわけですが、5、6歳になるまでに、おおよそ3万時間母語である英語に浸っているということです。それに対して、日本の中学や高校で週に3～4時間勉強する、小学校中学年から前倒して週に1～2時間授業をしたとて、それは焼け石に水といった時間でしかないとのこと。学校教育のみで英語ができるようになるはずがないという論拠です。

次に「距離の壁」です。言葉同士の距離のことです。アメリカの国務省が外交官や政府役人が職務上学ぶ必要のある外国語を習得の難易で区分していますが、最も易しいカテゴリー1の言語は、フランス語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語が、次にカテゴリー2には、ドイツ語、ルーマニア語が、そしてカテゴリー3には、ギリシャ語、ヘブライ語、ペルシャ語、タイ語、ウクライナ語などが、最難関のカテゴリー4には、日本語、中国語、韓国語が挙げられています。裏返すと日本語話者が英語を学ぶのは最難関であると言えます。

## ◎CEFRと複言語主義の関係

CEFRとは、「Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment」の略で、「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠」と訳されています。並び替えて言い直すと「外国語の学習・教授・評価のための」「ヨーロッパにおける共通の」「参照する枠組み」となります。要するに外国語の学習や評価のための「ヨーロッパにおける共通のガイドライン」です。

そのCEFRが生まれた背景には、ヨーロッパにおけるEUの誕生（1992年）や単一通貨ユーロの導入（1999年）があります。従来の国民国家の枠組みではなく、国を超えて協調する大切さが叫ばれるようになったのです。そこで、「複言語主義・複文化主義

（plurilingualism/pluriculturalism）」という言語教育の哲学が掲げられ、EU市民は、母語以外に2つ以上の言語を学ぶことを提唱しました。母語以外のことを学ぶことで、母語とは違う世界を知り、相互理解が生まれ、平和を保つことができるという理念です。言語教育を通して、言語に対する寛容性（linguistic tolerance）を涵養し、言語の多様性を守りつつ、ヨーロッパ内での協調・結束を高め、民主的な市民性を育むことを目的にした言語政策なのです。

CEFRは、その複言語主義の理念を具現化するために2001年に欧州評議会によって作成された指標です。A1, A2が初級、B1, B2が中級、C1, C2が上級に当たり、初級は何ができるのか、中級は何ができるのか、上級は何ができるのかななどを示し、ヨーロッパ諸国の様々な言語の垣根を越えて、共通参照レベルという基準が定められたのです。

民間試験導入の問題に戻します。改めて今日日本で起こっていることを見てみると、EU諸国が掲げる、いわば人類史を発展させんとするべく崇高な理念は完全に置き去りにする一方で、CEFRの指標部分だけを都合よく切り取り、日本の入試制度に使おうとしているのが実態です。先述の「大学入学共通テストへの民間試験導入に反対する会」の署名の要求項目にあった「日本での受験生選抜のための学力概念とは異質で、日本の大学入試の合否判定資料として使えない

もの」という意味がご理解できたかと思います。

## 6 まとめにかえて

このように「大学入学共通テストへの民間試験導入に反対する会」の反対理由を理解するにも様々な背景知識が必要なほど今回の問題は複雑です。しかし、複雑なことを安易に単純化せず、複雑な問題を複雑なまま理解し対処しようとする姿勢こそが大切だと考え、紙面の許す限り、それでもできる限りにおいて最低限の説明にとどめました。柳先生の「無茶ぶり」から2週間、覚悟を決めて私なりに頑張っ書いてつもりです。

最後に「英語教育迫り来る破綻（ひつじ書房2013）」から引用します。「超国家企業のグローバルリストたちは、利益のためなら国民国家の象徴である常備軍や監獄までも民営化・市場化しますから、国民教育の市場化を求めないはずがありません。彼らは、日本の学校教育のルールを尊重しよう、日本の若者を安定雇用しよう、恩返しに日本に納税しよう、などとは考えません。内田樹氏が言うように、『彼らにとって国民国家は「食い尽くすまで」は使いでのある資源なのです。』」とあります。元はと言えばグローバル企業の都合で、そしてグローバル企業に魂を売った亡国の政府もぐるになって、今回の民間試験の導入が企てられました。その施策が今まで触れてきた数々のハレーションを巻き起こすのは当然のことですし、そのハレーションをいくら教育的に告発しようとも、まったく意に返さない構図ができあがっているようです。しかし、私たちがこの状態を客観視しなければ、この複雑な問題を克服するスタートラインにすら立てません。

時間的な制約がなければ、「果たしてコミュニケーション力は数値で測ることができるのか」といったテーマや「この問題に対して、言語教育で、日々の授業でどう立ち向かうのか」など、さらに筆を進めたいテーマはありますが、それ

をすると岩波ブックレット並になってしまいます（笑）ので、このあたりでやめることにします。最後の最後に1951年告示の学習指導要領をご紹介します。ここには日本の外国語教育が担うべきヒントがあります。最後までおつきあいありがとうございました。拝

### 高等学校学習指導要領1951年告示（外国語）より

#### 英語教育課程の目標（抜粋）

（前略）生徒は単に英語を知るために英語を勉強するのではないし、またそうであってはならないことは明らかである。目標はさらに根本的なものでなければならない。それでは、個人的・社会的・公民的・および職業的能力の発達において（中略）英語はなかでも次のようなものの達成に寄与すると言えるであろう。（中略）①生徒の知的発達と英語国民の学者や識者との接触 ②文化遺産の継承 ③品性の発達 ④民主的遺産の理解 ⑤職業的能力（中略）以上の目標のすべてに浸透しているのは、生徒をして平和を愛する個人及び公民に発達させるという目標である。言い換えれば、平和への愛なくしては列挙したその他のいろいろな目標を達成することは不可能であろう。（中略）習得した技能はその目的を離れてはなんの意義も有しないのである。

### ご連絡

今後の言語教育に希望を見いだす筋道についてご興味がある方は、2020年1月10日大通高校で開催される「第53回全道外国語教育研究集会」にお越しください。言語の認知科学がご専門の天津由起雄・慶応大学名誉教授をお招きし、講演とワークショップを予定しています。どうぞお誘い合わせの上、小学校から大学まで広く英語教育に興味をお持ちの方のお越しをお待ちしています。（2019, 10, 7）

# 「学校統廃合を考えるつどい パート2」の報告

全北海道教職員組合 新保 裕

昨年6月30日、日本共産党札幌市議団が主催し、第1回目の「学校統廃合を考えるつどい」を開催しました。その後、この統廃合問題が全市的に話題となり、いくつかの区で学習会が行われてきました。札幌市がすすめている学校統廃合は、大きな教育問題になっています。

さて、今回は、全札幌教職員組合が中心となり、「札幌市の学校統廃合を考える会」として多くの市民によびかけ、2回目の「考えるつどい」を8月25日、高校センターで開催しました。

全教札幌・道教組が学校統廃合問題で行った市教委交渉の結果報告、共産党市議団からの報告、3つの区からの報告があり、現在の札幌市の状況が浮き彫りになり、今後のとりくみについても考える機会となりましたので、会報で報告します。

## 1 「市教委との交渉内容」

全札幌教職員組合 小西博光 副委員長

3月22日、全教札幌と道教組で市教委に対し「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」への質問と要望を提出し、市教委の回答について交渉を行いました。

質問と要望は以下の6項目になります。

- ① なぜ小学校 11 学級以下、中学校 5 学級以下では、適切でないとするのか。
- ② 「小規模校はデメリットが多く、子どもたちにより良い教育環境を整えることができない」という「札幌市学校規模適正化に関する基本方針」を見直すこと。
- ③ 学校統廃合の問題は、当然、未就学前の保護者が、地域・住民として議論に参加できる機会が保障されなければならない。札幌市教委は、保護者・地域住民に十分説明し、ていねいな議論を尽くしていると考えているのか伺いたい。
- ④ 検討委員会は非公開で行われているが、非公開にしている理由を伺いたい。
- ⑤ 検討委員会の目的は、「統廃合するかどうか議論する」ためのものという改革が必要と

思うがいかがか。

- ⑥ すでに統廃合が決まった地域については、使わなくなった学校を地域にとってどのように利用するのが良いのか、保護者・地域住民、町内会員の声をしっかり受け止めながら決めるべきと考えるがいかがか。



## 市教委の回答

- ① クラス替えが困難、人間関係が固定化する
- ② 小規模校には、メリットとともに課題もあることから、学校規模適正の取り組みが必要。
- ③ 検討委員会の構成については、各地域の実情に合わせながら選出している。就学前の保育園・幼稚園に校区はなく、保護者会もなく代表者選任は困難。
- ④ 検討委員会の公開の可否については、第1回検討委員会で決めている。
- ⑤ 検討委員会の目的は、「学校規模の適正化を進めるための諸事項」について検討している。
- ⑥ 保護者や地域の方々と協議し、意見を伺いながら検討している。

## 問題点

- ・小規模校はデメリットが多いという根拠のない論理にこだわっている。ヨーロッパでは100~200人の小規模校を大事にしている。
- ・どれだけ就学時前の子どもの保護者に周知しているのかについては、「ニュースを学校の全世帯に周知し、町内会で回覧し、商店にも置いている」と答えていますが、本当に周知されていますか？（幼稚園や保育園の就学前の

保護者には伝えていない)

- 検討委員会の非公開についての理由を聞いたところ、「公開すると忌憚(きたん)のない論議ができなくなる」と答え、これもおかしい。統廃合問題をかくして論議することではないはずです。言い逃れのように「ニュースで意見を求めています」と答えている。
- 市教委は「札幌市教育振興基本計画改訂版(案)」をパブコメで市民から意見を聞いていますが、「多様な学びを支える環境の充実」に対し、集まった意見は10件しかなく、学校統廃合に直接触れた意見はありませんでした。ほとんど周知されていません。この意見募集は、昨年12月20日から今年1月18日までに、型通りの意見募集をした。
- 教職員も学校統廃合がどうなっているか知らない方が多く、まずは「知らせていくこと」です。この困難な教育条件の中、教育委員会は教員の質だけを問題にしていますが、そのためにも教員がもっと働きやすい教育条件整備を整えるべき。

## 2 「札幌市政の学校統廃合について」

日本共産党札幌市議団 小形 香幹 幹事長

今後5年間の札幌市教育アクションプランに「学校規模適正化の推進」が載っています。教育委員会は「学校統廃合は子どもにとって良好な教育環境だ」ということを信じて疑わない。

「学校規模の適正化に関する基本方針」が同時期に出されました。これは初めて出されたのではなく、札幌市は、2004年の中央区を皮切りに資生館小学校の統合で始まり、多くの学校で統廃合をすすめてきました。小学校は12学級以上、中学校は6学級以上あることが適正で、それに満たない学校は小規模校であるとしています。そして、効果的なクラス替えができないから人間関係が固定化するとか、学校行事の教育的効果が上がりにくいとか、社会性・協調性・コミュニティー能力を伸ばす機会が限られるなど小規模校の課題をあげ、だから統廃合が必要なんだとしています。

小規模学校は、先生と子どもたちが十分関わり合って教育を進める、よい良い教育実践ができる絶好の機会なんです。市教育は子どもの成

長にとって小規模校は望ましくないといいますが、そうではありません。統廃合ありきで物事を考えるのではなく、小規模ならその良さをどう発揮するか、どういう教育実践を行うか、それを考えるのが教育委員会の仕事だと考えています。

市議団は、2017年・2018年の予算特別委員会などで統廃合について質問をしてきました。市教委は検討委員会ニュースで住民に周知してきたと何度も言いますが、文教委員会の中で「決まってから知らせることに問題がある」「出されたニュースは一方的で双方向ではない」と指摘してきました。

文科省の手引きにも書いてある「住民との丁寧な対話」も全く不十分です。

昨年に続き「パート2」の集会が開かれ、運動が少しずつ広がっていることを実感しています。統廃合問題が、住民に知られることなく、一歩的に進められる実態を、議会論戦だけでなく住民運動とも組み合わせてかえていきたいのです。

このように教職員組合に集会を開いていただき、南区や厚別区でも住民運動が進んでいることに心強く思っています。議会論戦だけでなく、どういう子どもたちを育てていくのか、札幌の教育をどうしていくのか、そして、教育の中心的課題としてこの学校統廃合の問題を議論しながら進めていくことが大事になります。より良い教育環境として小規模校は必要なんだ、少なくとも住民合意のないまま進めるのはおかしいんじゃないかという世論を大きくしていきたいと思います。

## 3 市内のとりくみ報告

### 1) 「厚別区の報告」

原田真美子(子どもと地域の未来を守る会)

青葉小学校は9クラス、1クラス平均は25人です。これは教える方にとっても、学ぶ子どもたちにとっても理想的な数だとは思いませんか。また、児童240人というのは、全職員が全校児童を把握することのできる適正な規模だと思います。保護者の皆さんに聞くと、一人ひとりに寄り添った教育が実践され、のびのびと

した良い環境だとのこと。

2018年8月17日に青葉小学校と上野幌小学校の学校統廃合を考える会が発足し、9月18日には学校統廃合に関する陳情書3件を市議会に提出しました。10月、市議会文教委員会で陳情趣旨説明を行いました。検討委員会というのは、保護者・住民には知らされないうちに決まり、非公開なのです。陳情に賛成したのは、太田・堀川市議2名だけで、その他大勢の市議がそろって反対したのです。話し合い、中味を深めることもなく、数の力で決められていくことに、これが市民の代表達の会議なのかと唖然としました。

10月9日の本会議で統廃合が決定しました。11月10日には、「学校は地域の宝です」をテーマに47名の参加で学校統廃合を考える会学習交流会を開催しました。

青葉小の廃校は決まりましたが、子どもと地域により良い環境をつくるため、名称を「子どもと地域の未来を守る会」にかえ、会としてできることはないか、模索していきます。

## 2)「東区の報告」 加藤雅之(東区革新懇)

東区の統廃合の対象校が出ていますが、6校が対象になっています。6つの小学校は、子どもたちだけの施設ではない。地域の文化センターです。地域の行事・開放図書館・学校開放(体育館)・子育てサロンなどがあり、学校がなくなるということは、地域の衰退につながっていく。東区も反対運動を盛り上げていかなければと思うんですけど、東区の方々はどうだ知っていたのか。東区の新婦人の会員の何人かに聞いたところ、一人も知らなかったということです。

中沼小学校のPTA会長、協議会会長など3名連記で「中沼小学校の存続」要望書を出したということは、2月になって分かりました。東区の中でこの事実を何とか伝えなければということで学習会を行いました。

東区では知らない人が多いので、革新懇が先に突っ走るより、地域でこの実態をよく知っていただいて、地域の中から反対や疑問の声を出していききたい。

## 3)「南区報告」

大澤茂紀(全北海道退職教職員の会)

私は南区の退職教員で、2014年に札幌市南区に来ましたが、その時、すでに真駒内地域では学校統廃合が始まっていました。

2021年に石山東と常盤小学校を統合し、芸術の森小学校として開校することの論議がほぼ終了してしまいました。まず、子どものことを考えた学校適正化でないということはすでに話された通りで、本当に一方的で、乱暴で、機械的だと思ったのは、南区は広いので、石山東と常盤だけで検討委員会を作りましょうということになりました。2014年6月、芸術の森地区説明会に初めて行きました。20名が参加し教育委員会の説明を聞きましたが、統廃合の理由は今まで言われてきた内容です。参加者のほとんどの人は反対意見で、「拙速に決めるべきではない。この理由では納得いかない」との意見が出ました。でも、教育委員会の方からは答えが返ってこないんです。その場では「はい、そうですか。分かりました。教育委員会に伝えます」それだけなんです。

その後、約1年後に検討委員会、芸術の森部会が開かれ、その場では石山東と常盤の真ん中の芸術の森地域の常盤中学校の素部そばに敷地を用意してそこに統合するんだと、決まったものが出されました。この間、20名ぐらいから出された反対意見に対しては、何にも返事も、お知らせも、回答も何にもありませんでした。意見公募が行われるということで、私たちは反対意見を出しました。反対意見は6名でした。検討委員会では、3000世帯で6名の反対意見は多くないんだという見解です。賛成意見は2件です。反対意見が多いのに3000分の2の賛成をとったんです。どうしてかということ、最初から決まっていたからですね。そんな形ですすめていったんです。本当に乱暴で、2016年に芸術の森部会として教育長に意見書を手交します。その中に、「一貫校を前向きに検討すること」という言葉が入ったんです。「中学校のそばに造るんだから一貫校にしたらどうなんだ」という新たな動きが出てきたんです。敷地の関係で「校舎分離の一貫校ってあるの」とか、一貫校って何かよくわからないまま進んでいるんです。私

は2017年2月、教育委員会に手紙を出しました。一貫校の問題が出てきたが、今まで出ている統合の問題と角度が違うのではないかと。驚いたことにこの当時、教育委員会は一貫校について結論が出てないんです。回答を読みましたら、一貫校については札幌市でまだ検討していません。詳しいことについては、検討委員会でも言ってません。札幌市で検討していないので、保護者にも説明はしていませんという内容です。そんな中、7回・8回9回・・・と検討委員会が続いていきます。その中では、全国の一貫校の考え方が出ているんです。反対意見があるので、目新しい一貫校を出して、検討委員会の方の目をそちらに目を向けさせたいんじゃないかと私は思います。結局どうなったかということ、2018年7月、芸術の森部会で教育委員会は、常盤小・石山東小・常盤中学校を一貫教育モデル校に指定しました。本当に乱暴でぐちゃぐちゃな中で決まってきました。

最後に、子どもや学校の置かれている現状とか、子どもの豊かな育ちって何なのということと結び付けて学校の統廃合を考えることだと思っています。

## 5 今後のとりくみ

吉田圭子（全札幌教職員組合書記長）

・まず、名称については「札幌市の学校統廃合を考える会」で確認させていただきます。

・今後の運動についてですが、このような市民集会を必要に応じて開催する。

各区・札幌市教委・市議会の情報を集めて、ニュースで伝える。

札幌市教委・札幌市に要請や交渉を行う。

・このようなことを想定していますが、教育課題が他にもたくさんあり、全教札幌も多忙を極めています。そのため、ゆるく、しなやかにこの会を運営していきたいと考えています。

・全教札幌以外の市議団や市民の方のご意見を聞くため、世話人会を年に1・2回開催したい。

- ・世話人候補は 全教札幌の小西さん、札幌市議団の田中啓介議員、南区の大澤さん、もう1名募集し、つないでいきたいと考えています。
- ・財政はありませんので、集会時に資料代・会場費としていくらかでも集めて活用したいと考えています。

## 【資料】

### 札幌市における統廃合の推移

- H16 創成・大通・豊水・曙⇒資生館に
- H23 もみじ台・みずほ・もみじ台南・もみじ台西⇒  
もみじの丘・もみじの森 2校に
- H24 真駒内・真駒内曙⇒真駒内公園  
真駒内南・真駒内西⇒真駒内桜山
- H28 豊滝⇒簾舞に統合
- H31 石山・石山南⇒石山緑  
上野幌西・上野幌東⇒ノホ口の丘
- H32 上野幌・青葉⇒新札幌わかば

### 今後30校が統廃合の対象に

- 中央区 三角山、
- 東区 中沼・東苗穂・丘珠・栄緑・苗穂・札幌
- 南区 定山溪・簾舞・藤の沢・北の沢・藤野・澄川西・南・藻岩南
- 北区 茨戸
- 白石区 西白石・南白石・上白石・東川下
- 厚別区 厚別西・ひばりが丘
- 豊平区 あやめ野・平岸高台・旭
- 清田区 美しが丘・美しが丘緑
- 西区 なし
- 手稲区 前田・新陵東・手稲西

#### \* 中学校は3校が統廃合対象

- 南区 定山溪簾舞
- 手稲区 手稲西

## PTA 活動を通して思うこと

梶木晃子（新日本婦人の会 札幌南支部）

高校2年生の息子が中学生の時、初めてPTA事務局の活動に参加しました。何をするのかもよくわからないまま、何とかなるだろうと引き受けました。メインの活動はPTAバザーで、メニューを決め、食券作り、食券集計、業者への発注、当日の運営が終わると事務局の活動はほぼ終わったようなものです。それほど難しい仕事ではないし、みんなで協力しながら進めるので、敬遠するほどのものでもありません。「PTA事務局なんてよく引き受けたね。」と言われるほどのことでもありません。私にとっては、子どもの様子が見えるし、お母さん同士で子どもの相談ができるし、活動+情報交換の楽しい場所でした。

息子が中学を卒業し、下の娘がまだ6年生の時に「バザー委員」を引き受けました。バザー委員はみんなが避ける委員会でした。バザーなので、準備から当日の運営まで自分たちでしなくてはならないからでしょう。私も息子がまだ小学生の時は「絶対にバザー委員だけはやめておこう」と思っていました。でも、中学校のPTA事務局で「そんなに肩に力を入れなくても、みんなでやればなんとかなる！」という経験を積んだので、娘の時は、誰もいないならやるしかないかな・・・と引き受けました。

年々、中学校ではPTA事務局、学級役員を引き受けてくれる保護者が減ってきて、学級担任がかなり翻弄しているという話を聞きます。娘の中学校は、入学式が終わった後にPTA入会式をし、体育館でクラスごとに大きな輪になって、学級役員を決めます。全部の役員が決まったクラスから教科書とジャージを引き取ることができるのです。それは何とも緊張する時間です。その中で決めるのに苦労するのが広報委員でした。学校の広報誌を作る作業は、個人情報で写真を載せてはいけない生徒への配慮で、写真選びに先生も保護者もかなりの労力を使います。そんな状況が続いていたので、「もう、先生も大変だし、誰もやりたくないなら、広報委

員会はなくてもいいのではないか。」という結論に至りました。運営委員会の会議で反対する人は誰もいませんでした。

そして次の年の1年生の役員決めで驚きの現象がおきました。去年あっさり決まっていた「学級代表」がどのクラスも決まらず、膠着状態が続いていたのです。『そうか、広報委員会だけが避けられているわけではなくて、消去法でこの中だったこれだけは嫌だと順位をつけているんだ。』と思いました。

これは1年生だけではなく、他の2, 3年生でも同じでした。この状況を受けて、今年、初めて「役員決めに苦労するPTA活動をどのように続けていくか、PTA事務局でも話し合っしてほしい」と管理職からPTA会長と副会長に提案されました。

PTAバザーをなくした学校の話から、「学年によって協力が偏りがあるから、バザーのお手伝いは学年で分けるのではなく、全体に呼びかけた方がよいのではないか?」「学級代表という名前が重すぎるのではないか?」「バザーのお手伝いだけならできる保護者は結構いるから、バザーだけなら続けられるんじゃないか?」など、事務局メンバーから様々な意見があげられました。その中には誰一人として「誰もやりたくないなら、もうPTA活動をなくしてしまえばいいじゃない」という意見は出ませんでした。PTAバザーは子どもたちも楽しみにしているし、そんな子どもたちを見ている私たちも楽しませてもらっているという気持ちがあったからかもしれません。

子どもが中学校に入ったら、保護者が学校に行く回数はグッと減ります。見に行かなくなると困ることは特にないかもかもしれません。でも、たまには学校にいる時の「別の顔」を持った我が子やその友達、学校の様子を見に行くのもいいものだなと思うのです。生徒たちも先生以外の大人を見る機会にもなります。さまざまな地域の人たちが関わっている学校なんだと子ども

もたちが気づくことは難しいかもしれませんが、開かれた学校づくりは必要だと思います。

娘の入学と共に再びPTA事務局メンバーに加わりましたが、前回には見えなかった問題点に気づくこともしばしばあり、「なんであの時、気づかなかっただろう」と反省することもあります。

「こうした方が、もっとお手伝いのお母さんたちが苦勞しなくてすむ」「お母さんたちが楽しかった、やって良かったと思えるような活動なら、次につながる」そういう視点で活動を見直さなければならぬ時期に来ているようです。

管理職からの「PTA活動について話し合っ  
てほしい」という提案は、隣の中学校でも出  
ていたようで、おそらく教員の働き方改革の一環  
なのではと思います。授業の準備から部活の指  
導もある中学校の先生方にとって、4月の忙しい時期に、学級役員が決まらず、重い気持ちで一件一件電話をかけてお願いするのは、かなりの負担でしょう。

そういった負担を減らすためにも、「PTA活動ってやってみたら楽しいね」「これだったらまたやってもいいね」と思ってもらえるような活動にしていかなければならないと思います。

子どもが中学校入学と同時にパートやフルタイムで働き出すお母さんも増えているようです。そういった状況で役員を引き受けてくれる人も限られ、「いつも同じような人になっちゃうよね」という本音も漏れます。かといって嫌がる人に無理して仕事を押し付けるわけにもいきません。いつも同じようなメンバーになっても仕方ない、「できる人ができる時にできることをする」それでいいんじゃないかなと私は思います。

「〇〇委員会」「部長さん」「代表さん」という肩書がつくのを嫌がる人もいます。「役はいら  
ない。お手伝い係みたいなのでいい。みんなと  
一緒がいい。」という意見も聞きました。役職の  
ネーミングが硬すぎて、重い感じがするらしい  
です。言われてみたらそうかもしれません。私  
なんてお手伝いのお母さんたちの手伝いをしよ  
うとしたら、「そ、そんな、こんな雑用、事務局  
の方にさせられませんっ！」ってものすごく気  
を遣われたこともありました。

役職がつくと、「リーダーとなってみんなに指  
示を出さなくちゃいけない」というイメージが  
強すぎて抵抗感が増すのでしょうか。お母さん  
たちは上下の関係になるのを嫌がり、みんな横一  
列でいることに安心します。そういうお母さん  
たちのニーズも取り入れて、今後のPTA活動  
に結びつけていければと思います。

## 【江別市会員からの通信】

### 教育問題の学習懇談会について

山内 雅（道民の会事務局）

私が所属する「えべつ革新懇」は11月16日（土）に地元選出の道議（立憲民主・元小学校教員）が文教委員会理事なので、北海道の教育を報告してもらうことにしました。

安倍政権は「グローバル競争大国づくり」の3本柱の1つに「教育改革」を位置づけています。内閣主導の教育改革は、教科書問題、道徳の教科化、教育機会の格差化、学テ入試改革、教育費削減等々次々と実行しています。

地方統制は北海道にも影響し、多面にわたっ

て現れています。地域では「最近の教育や学校が、今どうなっているのかよくわからない」という声があります。

道議との交流の前に事前学習が必要とのことで9月29日に現場の教員（支援学校の先生、高校の先生）と元小学校校長、江別市議の4人による学習会をしました。

共通して強調されたのは、現場の先生たちの多忙化です。子どもたちと向き合う時間がなくなってきている現状です。

### <元小学校長の発言>

カリキュラムの肥大化・外国語教育・道徳教育の導入で、週 29 時間の授業確保（週休 2 日制以前の時数に逆戻り）・不登校生徒の増加（子どもの数が減っているのに）・いじめの問題や勉強が分からない子等、個別に子どもたちに話を聞く時間がとれない。

先生は色々な対応に追われ、会議も週 1 回程度。先生たちの合意形成が難しくなっている。

1 年で退職する先生や休職者数の 6 割を占める精神疾患は高止まりが続いている。

### <支援学校教師の発言>

○支援学校への通学者は増えているのに学校は増えない。国は廃校、余裕教室等の既存施設の活用をする方針。北海道も財政不足を理由に国と同じ施策をとり続けている。

財政問題は教育を受ける権利を障害している。特別支援学校には設置基準がないので、普通教室を間仕切りし狭くしても法令違反にはならない。

このことは、あまり多くの市民に知られていないので署名等の運動が必要。

○支援学校が過大・過密化してきた原因は、全国学力テストの「低学力」の子が支援学校へ。「学校スタンダード」「ゼロ・トレランス」による指導等に息苦しさを感ず、はみ出た子の集団からの排除。障害に対する社会的な認知度の高まり等が考えられる。

○北海道では特別支援学校の序列化の問題もある。職業科を設置し、企業への就労を目指す人材教育へ。教育は人格の完成が目標であるはず。

### <高校教師の発言>

- ・高教組が 2012 年に実施したアンケートの内容を説明。
- ・授業時数確保→35 週を確保（行事等のカット）
- ・研修のあり方→「自宅研修は」認めない
- ・ボーナスの査定制定→A B C Dによって差別（基本給も査定）
- ・校務支援システム→生徒の成績、出欠、指導記録、調査書等一括管理
- ・現業職民間委託→公務補や給食調理員を民間

へ

- ・学校統廃合→40 人学級のまま 4~8 間口を適正規模として統廃合
- ・学力等実態調査→学力テストで北海道は下位。学力向上を！
- ・特色ある学校づくり→総合学科・単位制の導入
- ・勤務実態調査→「不適切勤務」教員として道職員が出向き聞き取り調査
- ・サービス実態調査→勤務時間内の組合活動、チラシ配布の内容。
- ・賃金独自削減→北海道は全国最長の独自削減
- ・病休制度の改悪→5 日以上は診断書を。通常は年休で。
- ・教科書採択、授業内容への介入→新聞を使った授業は「不適切」
- ・教職員免許更新制度→自費負担で受講。受けないと免許失効。
- ・学校事務支援室・事務センター設置→事務職員の人減らし（多忙化）
- \*これらの改革のために現場は多忙。何のために教育をしているのか・・・
- 入試が変われば高校が変わる！（入試を変えなければ高校はかわらない！）
- ・高大接続改革（2020 年、新共通テストは現在の高校 2 年生が対象。英語民間査定の大学入試活用問題）
- 2024 年からの新指導要領導入で高校教育はどのようにかわるか（大企業からの要請の人材教育は？）
  - ①はっきり現れた実学指向（英語・国語・情報等）
  - ②国家主義・規範主義の押し付け
  - ③民間業者の学校介入（ベネッセ依存）
- 2019 年 5 月教育再生実行会議の提案（第 11 次設置は高等学校改革）

技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した改革として新しい人材育成（1 割のエリート教育）が出されている。

「一般参加者との交流・懇談で多様な感想・意見が出されるなど、有意義な企画だった」との参加者からのアンケートもあるなど、次回 1 月「教育問題学習会」に繋がるつどいとなりました。

# 「高等教育の無償化」施策の動向と課題

(※筆者注。本稿は、「住民と自治」2019年10月号に掲載された論文の草稿です。)

姉崎洋一 (共同代表)

いまや国際的スタンダードになった高等教育無償化がようやく日本でも政治争点となっています。今回は2019年5月に可決成立した「修学支援法」の内容と今後の課題を考えます。

## 高等教育無償化の流れ

高等教育無償化の流れは様々な抵抗があるにせよ国際的スタンダードになってきています。それは、日本においても規範としては、すでに憲法26条において先駆的にすべての人の「教育を受ける権利」の具現化として、まずは「義務教育」の「無償化」がうたわれています。(注1) さらに国連人権規約A規約13条2項において初等教育の無償(a)、中等教育と高等教育の「無償教育の漸進的な導入」(b)(c)(1979年)が掲げられています。日本は長らく、それについての「留保」をかかげていましたが撤回しました。(2012、民主党政権時)。高校の無償化はその具体化の一步前進でした。(注2)

しかし、高等教育の無償化については、この間の自公政権の反対は強く、なかなか前に進みませんでした。それに対して、国民の側には、生活不安感と経済的貧困化の増大、高すぎる教育経費や奨学金返済負担の不満と授業料等の無償化軽減要求は、広範なものとなってきています。この要求に何らかの対応が求められた政権は、後述するように様々な術策を案出してきました。

そして、いまや「幼児教育の無償化」と並んで、「高等教育の無償化」が政治的争点となり、その一つの「回答」が「大学等における修学の支援に関する法律」(修学支援法)(令和元年法律第8号、2019.5.10可決成立)でした。本稿は、その内実を検証して、国民が求めている「高等教育の無償化」とは異質なものであり、危険な内容であることを明らかにします。また、真の無償化のためには、何が必要かを考察します。

## 近年のわが国の高等教育無償化施策の検討

多くの指摘がありますが、世界的に高等教育人口の拡大が飛躍的に進展しています。日本は、1990年代以降、大学進学率が足踏みを続ける中で、いまやOECD主要国の中では大学進学率は劣位に転落しています。その主な原因は、国の高等教育に対する公費支出の低さ(GDP比0.5%)と突出した高学費にあることは明白になっています。その背景には、新自由主義的な高等教育政策による、競争と格差是認の政治経済を進めている安倍政権の姿勢が大きいと言えます。(注3)しかし、このことは矛盾を生み出しています。グローバル経済競争において、高等教育人口の拡大、とりわけ高度専門職人材の輩出は、総資本の要求でもあります。これを国民の負担において続けるのか、国の公費負担を拡大するののかは、大きな争点になっています。どちらに進むののかは、意見の分かれるところですが、いまやいかなる意味でも高等教育改革は避けて通れなくなっています。(注4)そこで、高等教育無償化の政策的検討は、いくつかの複合策を伴って検討されてきました。

一つ目は、教育再生実行会議の提言です。ここには、多様な政策が混在して論じられています。(注5)「これからの大学教育等の在り方について」第3次答申(グローバル化に対応した教育環境づくり)、2013.5.28、「今後の学制等の在り方について」(幼児教育の無償、義務教育期間の見直し、大学の授業料減免や所得連動返還型奨学金の修学支援)、第5次提言2014.7.3、「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」(高等教育段階における教育費負担軽減)第8次提言2015.7.8、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(高等教育段階における教育費負担軽減)第9次提言2016.5.20、などがそれです。

二つ目は、政権の具体化措置として「閣議決

定」の形をとる手法です。閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015」(教育を通じた人材育成は極めて重要な先行投資)2015.6.30、閣議決定「新しい経済政策パッケージ」(低所得世帯に関する授業料減免と給付型奨学金支給による高等教育の負担軽減)2017.12.8、閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2018」2018.6.15(「骨太方針」における高等教育無償化具体策の概要＝無償化の対象範囲、支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学等の要件、中間所得層の支援)などがそれです。

三つ目は、高等教育無償化の具体的内容の検討でした。文部科学省が設置した有識者会議による報告書がそれです。高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議「高等教育の負担軽減の具体的方策について」(2018.6.14)です。

四つ目は、自民党の憲法改正をめざす上での、国民の改憲への警戒のガードを下げさせる援護措置として、幼児教育と高等教育の無償化を掲げる施策でした。例えば2017年の憲法記念日の安倍首相の改憲メッセージの改憲4項目に教育条項を含ませたことが、その後の議論を加速させたといわれています。(注6)

## 修学支援法は、「高等教育無償化」といえるのか

修学支援法の柱は、四つとされています。

(1) 授業料減免と給付型奨学金の拡充をねらうとされています。しかし、財源は消費税10%の増税分をあてるとされています。逆進性の消費税を「無償化」の財源にすることは矛盾と言わざるを得ません。また、支援対象は、住民税非課税世帯かそれに準じる世帯で、年収380万円未満の家庭が対象とされています。国会質疑では、大学、短大、専門学校に通う約42万人(2019.3.6の参院予算委員会、柴山文科大臣答弁)とされましたが、大学・短大・専門学校の在籍者数の約12%にしか過ぎないと指摘されています。しかも、年収380万円以上になると、資格は失い、現在授業料の減免を受けている学生も年収が基準を上回ると支援の対象外となります。

(2) 対象は、国公私立の大学(大学院を除

く)・短期大学・高等専門学校及び「専門課程を置く専修学校」の学生です。(同法第2条)対象に学校教育法1条校以外の専門学校を加えたことは、従来の枠組みを超える積極面も有しています。(注7)しかし、大学院生を除外したことは、文科省が示した、その理由の説得力の無さと合わせて大きな問題と言えます(注8)

(3) 個人の要件については、「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」とされています。(修学支援法第3条)この点で、子どもの貧困対策推進法(2013年)の関連が指摘されています。「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」(同法第1条)「我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組む」(「子供の貧困対策大綱」閣議決定、2014年)という法理念には、低所得層だけを対象として、競争力人材育成をはかるといった思想が底流にあるといえます。(注9)

(4) 確認大学の要件については、「一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するもの」「二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的におこなう」「基準に適合するもの」などを規定しています。(同法第七条2)

さらに「省令」では、次の4つの要件が示されています。

①実務経験のある教員による授業科目が標準単位数の1割以上配置されていること、②法人「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること、③授業計画の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること、④貸倒対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること、です。

これについては、国立大学協会は、高等教育無償化の条件について、大学の自治への介入と批判(2018.1.26)しています。日本私立大学連盟も、高等教育無償化の条件について、大学の自主性を脅かすと批判しています。

(2018.9.13)

## これまでの「教育の無償化」に対する憲法、教育法の学説

憲法 26 条第 2 項後段「義務教育は、これを無償とする」については、「無償化を立法裁量に委ねる立場が憲法学の通説的位置を占めていた」が、その後「授業料無償説」と「修学費無償説」の二説の対立があり、さらに「授業料プラス教科書無償説」が加えられてきました。しかし、教育法学の立場からは、憲法学の消極性に対して国際人権法の規範的理解を踏まえた、中等・高等教育段階を含めた「漸進的無償化義務」を憲法 26 条の「全体的な規範構造」において論証しようとする動きもでてきています。憲法学者の中からも、憲法学に抗して「教育法学から放たれた鋭い矢である」と評する理解も現れてきています。この学説的論争には、教育の機会均等理解の差異も潜んでいるといえます。単なる、政策の方策としてではなく、貧困化の現実を踏まえた、人権としての無償性、人らしく生きるうえでの教育の無償化（高等教育を視野に入れた）の学説構築が射程に入ってきていると言えます。（注 1 0）

この点で、障害者の高等教育進学に関わって、憲法 13 条を手がかりに幸福追求権として、高等教育無償化をとらえ、「漸進的無償化促進法」の提案もなされてきています。（注 1 1）

## 今後の課題

高等教育無償化の要求は、当事者や支援団体

### 【注】

- 1 憲法（1946）26条の義務教育の無償化は、世界人権宣言（1948）に先立って、画期的なことでした。その後、無償化をめぐる実質化は、法解釈と国民運動によって、進められてきました。
- 2 国連人権規約の教育無償化解釈も進展があります。利用可能性、アクセス可能性、受容可能性、適応可能性の教育への権利保障の 4A スキームをはじめ実際の検討があります。民主党政権時の前進を、その後の安倍政権は「悪夢」としていますが、事態は確実に進展しています。
- 3 例えば、三輪定宣『無償教育と国際人権規約』新日本出版社、2018年

からも強く表明されてきています。たとえば、「高等教育無償化プロジェクト」（FREE: student advocacy group since 2018）という学生団体は、①学費の値下げにふみだす、②授業料免除枠を大幅に拡大する、③奨学金制度を改善する、をかかげて、「すべての人」への無償化を求めて、東京地区の大学 30 数大学の学生から産声をあげてきています。また、全国 1340 人（126 大学）のアンケート実施（2018.9.13～12.7）や、イベント、集会を起こしてきています。（注 1 2）

こうした動きは、ブラックバイトに抗する運動や、「奨学金被害」に対して全国で組織されている「奨学金問題対策全国会議」と連動して、力強いものになってきています。（注 1 3）自治体でも、独自の奨学金制度を設ける事例が増えています。世界でも、高等教育の拡大とともに、その財政負担をどのように解決していくかが大きな争点となっています。北欧などの高等教育を社会負担主義、公共財と考える思想に対して、東アジアの家族負担主義＝私財・準公共財と捉える流れがありますが、韓国などでは、ソウル市立大学の学費半額の実現など大きく変わって来ています。修学支援法の欠陥を指摘、批判するとともに、真の無償化の世論をたかめていくことが求められているといえます。

- 4 例えば細井克彦『岐路に立つ日本の大学—新自由主義大学改革とその超克の方向』合同出版、2018年
- 5 高等教育政策が経済成長戦略に組み込まれ、経済政策パッケージとして官邸＝内閣府主導（経産省が核）で進められてきています。
- 6 自民党改憲案は、2012年に基本骨格がしめされ、2019年の参議院選挙公約に4項目をあげています。①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消、④教育無償化、とくに④は、国民懐柔策として位置づけられています。
- 7 文科省としては異例な措置ですが、専門学校や国

民の要望が強く、貧困化対策法の兼ね合いから踏み切ったとされると考えられます。

8 文科省のHPには、Q&Aで大学院の適用除外については、同年齢層の納税者に対する不公平があげられているが、議論に堪えるようなまともな説明とはいえません。

9 中嶋哲彦氏は、「就学支援法と教育の機会均等」と題する報告で（大学フォーラム第2回シンポジウム、2019.6.16）高等教育費の私費負担構造は温存し、低所得層の競争力人材になりうる若者に対して限定的に与えられる恩恵的なものにすぎず、大学改革がバナンスの押しつけ、学問の自由と大学の自治破壊として強く批判しています。

10 今野健一「教育の無償化の諸論点」『教育法学会年報』第48号、2019年、憲法学の立場から重要な論点提示をしています。併せて田中秀佳「教育

の無償化政策動向と制度原理」同号、参照。

11 渡部昭男『能力・貧困から必要・幸福追求へ』日本標準ブックレット No.21、2019年併せて、姉崎洋一「近年の大学政策・大学教育の動向と課題～特別な支援を必要とする学生への大学教育の課題」『障害者問題研究』全国障害者問題研究会、第43巻2号、2015年8月、参照。

12 FREEの全国アンケートには、全国から生々しい声が寄せられている。どの高等教育機関に学んでも、高等教育の無償化（せめて学費の軽減、半額化、給費奨学金の充実増額）は切実なものとなっている。

13 岩重佳治 『「奨学金」地獄』小学館、2017年、参照。同氏は、奨学金対策全国会議事務局長。

## 【資料】

### 【2020年度文部科学省概算要求についての 全日本教職員組合（全教）談話】

#### **アメリカいいなりの「戦争する国」づくりにひた走る大軍拡予算や財界・大企業本位の予算ではなく、憲法と子どもの権利条約にもとづく、子どもが安心して学べる教育予算への抜本的な転換を**

1、アメリカいいなりの武器“爆買い”で「戦争する国」づくりにひた走る大軍拡予算 財務省は8月30日、2020年度一般会計予算の概算要求を締め切りました。要求総額が2019年度を上回る約105兆円となり、2020年度当初予算は2年連続で100兆円超えとなる可能性があります。概算要求で突出しているのは軍事費です。防衛省概算要求が6年連続で過去最大を更新し5兆3223億円となっています。その中身は、護衛艦「いずも」改修や「対外有償軍事援助（FMS）」によるアメリカいいなりの武器購入の予算です。一方、復興庁概算要

求は前年度当初予算を上回っているものの、要求額の1/3が「中間貯蔵施設の整備等」で、関連予算が軒並み減額要求され、被災地の声を聞かないものとなっています。また、内閣府概算要求に国民の多くが反対するカジノ関連予算が増額要求されている点も見逃せません。

2、ゆきとどいた教育を求める父母・保護者、国民の声に背を向ける概算要求 文部科学省の概算要求は一般会計で2019年度当初予算比12.2%増の約5兆9689億円となっています。父母・保護者、国民の願いである35人

学級の前進や、教職員の長時間過密労働解消のための抜本的な教職員定数増には背を向け、安倍「教育再生」政策を強引にすすめるための概算要求となっています。

(1) 国の責任で 35 人学級を実現することに背を向ける「教職員定数改善」教職員定数については、小学校専科指導 3090 人、中学校における生徒指導等 670 人、共同学校事務 30 人、主幹教諭 30 人、チーム学校や統合校・小規模校支援等 100 人で、加配定数 3920 人の定数増、さらに、「通級指導」「日本語指導」「初任者研修」の基礎定数化 315 人、合計 4235 人の教職員定数増を要求しています。これに対し、自然減 2249 人、教職員配置の見直し 2000 人減で、合わせて 4249 人の定数減を見込み、差し引き 14 人減、予算としても対前年度 3 億円減であることを示し、予算の確保を図ろうとしています。「小学校専科指導」については、2020 年度までに 4000 人が必要としていた小学校英語専科指導加配を 2020 年度は 1000 人しか要求せず、3 年間で 3000 人にしかならないものとなっています。さらに「専科指導に積極的に取り組む学校」や「高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校(『学園』)」を支援するとして小学校高学年における教科担任制導入に向けた予算要求である点など、中教審で審議中にもかかわらず小学校教育の大きな改変を拙速に予算付けして押し切ろうという姿勢は問題です。専門スタッフ・外部人材(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、中学校部活動指導員など)を拡充する一方で、義務標準法改正による根本的な教職員定数増や 35 人以下学級実現等に関する言及がなく、国民的願いに背を向け、国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。

特に、教職員定数改善について、大きな社会的問題となっている「教育に穴があく」(教職員未配置)問題を解決するための施策・予算要求はまったくありません。学校に必要な教職員は正規で配置することが基本であり、都道府県が計画性を持って正規採用増をおこなうことができるよう、国が責任をもって教職員定数改善をすすめることが求められています。

(2) 財界の求める「グローバル人材育成」のため、小学校から大学までの公教育を総動員する教育予算 ① 「新時代の学びを支える先端技術」に 2019 年度当初予算の 153 倍、約 394 億を要求しています。その大半を占めるのが「GIGA スクールネットワーク構想」です。3 年間ですべての小・中・高校・特別支援学校に通信網や PC を整備するための初年度分とされています。「Society5.0 時代の『誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び』」には ICT 環境の整備が大前提として、大幅な増額または新規で要求しています。こうした予算がよりいっそう「教育の市場化」に拍車をかけ、「誰一人取り残すことのない」としながら、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するものとは真逆の方向にすすむものになっています。② 障害児教育については、「廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用」として、改修事業の算定割合を 1/3 から 1/2 に引き上げるとあります。根本的な解決とはいえないものの父母・保護者や教職員のこの間の運動を反映したものといえます。

③ 公立学校施設整備については、従来建て替えを検討する「築 45 年以上」の公立小中学校が今後急増する中で、「築 80 年以上の使用」を可能とする「長寿命化改修」などに大幅な増額を要求しています。事故等危険リスク低減など

が入っているものの、子どもたちの安心・安全の学校施設整備が十分なのか不安を拭い去ることはできません。④ 改訂学習指導要領については、「社会に開かれた教育課程」が強調され、子どもたちに国が求める「資質・能力」をいっそう強く押し付ける予算要求となっています。⑤ 「情報教育」「外国語教育」「道徳教育」を強化するための予算も要求しています。特に「情報教育」では、小学校「プログラミング教育」の促進を中心に小中高を通じた強化を図ろうとしています。また「道徳教育」では、小中学校から高校まで通して子どもたちに国が求める「道徳」を徹底しようとするものです。⑥ 「高大接続改革」については、「高校生のための学びの基礎診断」や「大学入学共通テスト」・「大学入試英語成績提供システム」(新規 50 億円)、「大学教育改革」に予算が増額要求されています。一連の「改革」が工程表ありきで進められ、当事者である高校生・大学生の不安や高校・大学教職員の混乱が解消されないまま実施されようとしています。拙速な導入を進めず、中止を含めた見直しをおこなうべきです。⑦ 「全国学力」については、「教育における客観的根拠に基づく政策立案(EBPM)」における「エビデンス」として濫用される危険性が強まり、子どもや学校をいっそう競争に駆り立てることになるため容認できるものではありません。また、「教員の養成・採用・研修の一体的改革」については、国が定める「資質・能力」をよりいっそう「効果的」に押し付けるためのものです。そのため、大学や教育委員会だけでなく民間教育事業者等への委託を研究するとあり、教員の養成から研修にも「公教育の市場化」が襲ってくるのが懸念されます。

(3) 所得制限などによる線引きをおこなわず、

権利としての教育無償化をすすめる予算が求められている ① 「高校生等への修学支援」については、「私立高校授業料の実質無償化」と高校生・専攻科生への支援など 2019 年度を上回る予算が要求されています。特に、「私立高校授業料の実質無償化」は、年収 590 万円未満世帯の生徒に 2019 年度私立高校平均授業料(39.9 万円)を「勘案した水準」まで支給上限を引き上げるというもので、全国私教連や保護者・高校生の「私学も無償に」のとりくみの成果として歓迎すべきものです。とはいえ、要求額が示されず「事項要求」に止められた点は注視が必要です。一方で、「高等学校等就学支援金」はまったく「見直し」がおこなわれず放置されたままです。高校生・専攻科生への支援では、「高校生等奨学給付金」の第 1 子給付額や学び直し支援、専攻科等生徒への支援(新設)などが増額され、貧困と格差が広がる中、低所得世帯への支援拡充として一定評価されるものです。② 「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき「高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)」が予算化されたことは歓迎すべきことです。2018 年度から本格実施された「給付型奨学金」は対象が非課税世帯の一部に限られ、支給額も低額で、不十分な制度でした。新しい制度では対象も年収 380 万円未満世帯に広がり、支給額も増額するとあります。さらに、学費の高さが指摘されていることを受けて、授業料と入学金を減免する大きな改善を図りました。しかし、これらの拡充が消費税増税を前提としたもので、消費税が低所得世帯に重い負担となることを考えると、低所得世帯に対して消費税増税分を財源とする支援をおこなうことは矛盾した施策であると指摘せざるを得ません。また、要求額が示されず「事項要求」となっている点からもけっして楽観で

きる状況ではありません。③ 私立高等学校等経常費助成費等補助については、耐震化や ICT 教育施設整備を大幅に増額要求しています。保護者・生徒・教職員の願いである公私間格差の是正、安定的な経営を支える公的助成など、公教育として国が私学を支える予算を拡充することが重要です。④ 国がすすめる「教育無償化」はすべての人々に対して保障される「権利としての教育無償化」ではありません。2019年10月から実施される「幼児教育無償化」についても無条件にすべてを対象にするというわけではなく、一部は無償となりません。また、「高等教育の修学支援」が「少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成」を目的として制度設計されている点については論外と言わざるを得ません。教育無償化は権利としてすべての者に保障されるものでなければなりません。

3、憲法と子どもの権利条約にもとづき、学び喜びと希望を育む教育予算への転換を日本政府は2018年5月末までに「無償教育の具体的な行動計画」について国連に報告するよう義務付けられていました。期限を過ぎても政府報告書をつくる動きは見られません。無償教育を漸進的に導入するとした国際公約を守るため、教育予算の大幅増で国民生活最優先の予算へと抜本的に組みかえることが必要です。全教は、アメリカとともに「戦争する国」づくりのための軍拡予算や財界の求める「グローバル人材育成」のための予算を大幅に削減し、国の責任による35人以下学級の前進、給付奨学金制度創設、公私ともに学費の無償化などをすすめるなど、子どもが安心して学べる教育予算への抜本的な転換を求め、父母・地域住民とともに、教育全国署名運動や「地方議会での意見書採択のとりくみ」を中心に、年末の政府予算編成に向けて奮闘する決意です。以上

【合同教育研究全道集会のご案内】

# 2019

## 合同教育研究全道集会

子育てのこと、学校のこと、みんなで話し合いませんか。  
「全道合研」は子育てや教育にかかわる人々による、誰でも参加できる  
教育研究集会です。

### 11/9<sup>土</sup>～10<sup>日</sup>

■会場 学校法人 札幌学院大学（江別市）

テーマ討論【9日 12:30～14:30】

- ①迷走する大学入試改革  
～高校・大学を通して身につけたい学力とは～
- ②らしさ、って何？  
～ブラック校則から学校と社会を考える～
- ③学校と地域がつながり、子どもたちの成長を支える
- ④20代30代の教職員が今と未来をちよっぴり語る
- ⑤アイヌの先住権と「アイヌ施策推進法」  
～世界の先住権の常識から考える～

分科会【9日 14:45～18:30 / 10日 9:30～15:00】

平和を守り真実をつらぬく  
民主教育の確立をめざして



■主催：2019合同教育研究全道集会実行委員会  
■連絡先・事務局（北海道高等学校教職員センター内）  
〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目  
TEL / 011-231-0816 FAX / 011-241-8510 HP / [www.goken-hokkaido.jp](http://www.goken-hokkaido.jp)

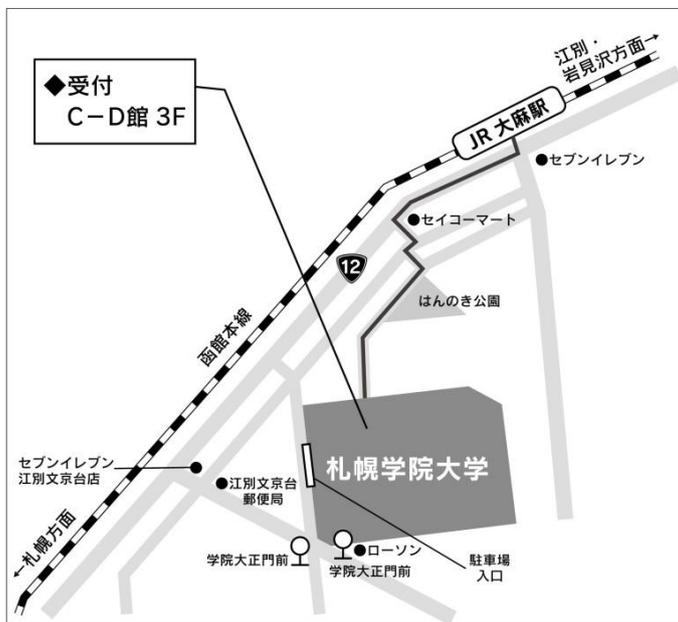
## ◆ ご案内 ◆

# 子どもを中心にした 教育・学校を！



- 保育所を用意しています。申し込みは事務局へお願いします
- 障がいのある方の参加は、会場準備の関係上あらかじめ事務局へご連絡ください
- 昼食は各自ご用意ください（学食の利用はできません）
- 駐車場は利用できますが、台数に限りがあります。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

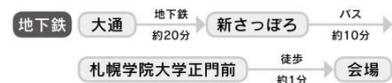
### ● 会場案内 札幌学院大学（江別市文京台11）



#### ■ 札幌駅からのアクセス



#### ■ 大通駅からのアクセス



#### ■ 新札幌駅からのおすすめバス

- ① JR 北海道バス／循環新83・新札幌駅行。札幌学院大正門前 下車
- ② 夕鉄バス／札幌線（新さっぽろ駅前一文教通西）・文教通西行。札幌学院大正門前 下車

### ● レポート参加される方へ

1. 日々の実践や子どもの様子など簡単なものでかまいません。A4の用紙一枚程度から発表できます。
2. レポート参加する場合、各合研加盟団体を通じて合研事務局へ連絡してください。（10/18まで）加盟団体以外のレポート参加は、合研 HP に掲載の「エントリーシート」で報告してください。
3. レポートの作成方法・注意事項
  - ・ レポートは A4版で表紙には「テーマ」「分科会」「所属・氏名」を明記してください。
  - ・ **レポートは各自が印刷しご持参ください。**（部数はリーフの分科会名横の「レポート部数」参照）
  - ・ プライバシー侵害の恐れがありますので、実名記載は避け個人が特定されないようご配慮ください。
  - ・ 教研集会の主旨を踏まえ、報告・討論の際には生徒や参加者の人権に十分配慮してください。
  - ・ レポートの「非公開」を希望する場合、表紙に朱書きで「非公開」と明記してください。
  - ・ レポート発表に使用する機材は、必要最小限でお願いします。プロジェクターは用意しますが、パソコン等の用意はありません。
4. その他詳細については、合研 HP [www.goken-hokkaido.jp](http://www.goken-hokkaido.jp) をご覧ください。



合研HP

## ●分科会のご案内

分科会名横の( )内の数字は、各自で印刷・持参いただくレポート部数です。

<p><b>1 国語教育 (30)</b></p> <p>ことばを「情報」として操作するだけ。文学作品も読まない、作文も書かないー最近の流行のこんな授業は国語教育ではないーと怒っているみなさん！本当の意味で生きる糧となる国語教育を、参加者みんなで作ってあげてみませんか？（レポートには教材の原文添付を）</p>	<p><b>7 書教育 (20)</b></p> <p>小学生の毛筆指導から高校生の作品展示まで、幅広い参加者ニーズに応える分科会を目指しています。</p>
<p><b>2 外国語教育 (30)</b></p> <p>「グローバル人材」「コミュニケーション能力」「小学校での教科化」「大学入試改革」。現場を揺るがしているこうした教育政策のキーワードをもとに、真の外国語教育の目的を確かめながら、子どもの明るい未来につながる授業づくりを語り合しましょう。</p>	<p><b>8 音楽教育 (20)</b></p> <p>音楽は、人が豊かに生きていくために欠かすことのできない文化です。音楽の授業は、子どもと教師が教材を真ん中にして文化を育む場です。ささやかでも、普段着の実践を持ち寄り、語り、歌い、学び合しましょう。授業等で録音・録画した物を持ち寄ります。</p>
<p><b>3 社会科教育 (40)</b></p> <p>人類の歴史的・地理的歩みを理解し、民主主義・平和・人権保障の実現を目指す社会の在り様を知り・考えるためには、いかなる授業実践が必要なのか。その内容・方法について、参加者一同で協同し、開発・継承・発展の場にしましょう。</p>	<p><b>9 技術・職業教育 (30)</b></p> <p>技術・職業教育では、近年、各教科の専門性を活かし、地域と連携した多くの実践や、進路指導、労働問題に関する実践を積み上げてきました。身近な問題などを中心に数多くの実践を持ち帰り、学び合しましょう。</p>
<p><b>4 数学教育 (30)</b></p> <p>「数学は本当におもしろいんだなという気持ちになる授業をするにはどうしたらよいか」について自由な雰囲気話し合い、ちょっとした工夫を持ち寄って、見晴らしのよい数学と数学教育の世界を味わいましょう。</p>	<p><b>10 家庭科教育 (20)</b></p> <p>生命と生活の再生産にかかわる学習を担う家庭科は、子どもが直面する生活の困難にどのように迫り、何を提起していくべきなのでしょう。現在と将来にわたる生活の主人公を育てるため、大いに意見交換しましょう。</p>
<p><b>5 理科教育 (30)</b></p> <p>北海道の子どもが自然科学を豊かに学ぶことができるよう、授業づくり、実験教材やものづくり教材の開発、地域の自然の教材化について語り合しましょう。子どもがいきいきと活動して学ぶことができる授業をつくりましょう。</p>	<p><b>11 保健・体育教育 (保健30・体育30)</b></p> <p>子どもの健康・発達を語り合い、いかに子どもの命や体を守り育てていくのか交流しましょう。また、食・健康・運動文化の主人公に相応しい力をすべての子どもに保障する教育を考えましょう。学校保健の実践的課題や現状を、意見交換しましょう。</p>
<p><b>6 美術教育 (20)</b></p> <p>美術教育は豊かな人間性を育むと共に、多様な価値観や、創造性を他者と共有し相互に認め合える教科です。学力のあり方が変わろうとしている中、授業や特別活動を通じ、子どもたちとの関わりについて語り合います。</p>	<p><b>12 総合学習・生活科 (30)</b></p> <p>「何を学ぶか」「なぜ学ばせるか」という視点からの授業づくりが、総合学習・生活科の実践を豊かにしていく報告が近年増えています。「深い学び」を実現する生活・総合実践について語り合しましょう。</p>



<b>13 道徳教育 (30)</b> <p>小学校では「道徳科」が教科書を使用する全面実施になり、授業実践や評価での困難さが浮き彫りになっています。子どもたちの発達・人格形成にとって、道徳的な問題を考えたり実践することには積極的な意味があります。レポートを皮切りに、みなさんで交流・論議を行いましょう。</p>	<b>19 国民のための大学づくり (30)</b> <p>政府は「高大接続改革」「高等教育無償化」により、高校教育、大学入試、そして大学のあり方を劇的に変えようとしています。統制・競争・分断の政策を乗り越え、自由な学問と青年期の発達保障のあるべき姿を探ります。</p>
<b>14 学校と家庭の生活指導 (30)</b> <p>子どもたちの声を聞き、子どもたちを大切にする学級づくり、授業づくりなどの実践を交流します。学校を息苦しくさせるゼロトレランス、学校スタンダードなどの一斉指導、拡がる格差と貧困。いま、必要な生活指導、子ども支援は何かを討論します。</p>	<b>20 障害児・障害者の教育と福祉 (100)</b> <p>1日目は「改訂学習指導要領のもとで、いま学校は（仮）」というテーマでミニシンポジウムを行い、2日目は小中学校、特別支援学校、青年期の課題などテーマごとの分散会でレポート討議を行います。</p>
<b>15 教育条件確立の運動 (30)</b> <p>ゆきとどいた教育の実現には、「人・物・予算」の裏付け、すなわち教育条件整備が不可欠です。教育予算や教育費負担、学校統廃合、教職員定数増と労働条件改善など、切実な課題について学び、語り合しましょう。</p>	<b>21 環境・公害と教育 (30)</b> <p>当分科会は、公害・環境問題、自然保護教育のあるべき姿を探ってきました。近年、気候変動に伴う災害の激化や地震など問題は多岐にわたり、それぞれ深刻さを深めています。さらに原発事故、放射性廃棄物問題などを含むエネルギー問題についても語り合しましょう。</p>
<b>16 教育課程・学校づくり (30)</b> <p>子どもを中心とした教育課程を、教職員・子ども・保護者・地域が力をあわせてつくっていくために、お互いの実践や思いを交流しましょう。また、様々な課題をかかえる子ども達の実態や教育課程についても、じっくり語り合しましょう。</p>	<b>22 平和・憲法・人権・民族と教育 (憲法20・民族20)</b> <p>参議院選も終了し、さらに安倍自民党政権が長期化しています。予断を許さない「憲法改正議論」。これに対する実践と理論を学びあいましょう。先住権なき「アイヌ施策推進法」(2019年5月成立)を乗り越える運動、教育実践のあり方について、学習と討論を深めます。</p>
<b>17 地域における子育て・学習運動 (30)</b> <p>現代は多様な家族が増え、子どもの生活に大きな変化が見られます。子どもが生き生きと育つ環境づくりが地域共同活動に求められています。PTA活動、子どもの貧困、若者の地域参加など地域からの実践報告に学び交流します。 ※18分科会と一部共同開催(詳細は当日お知らせします。)</p>	<b>23 子ども・青年の発達と教育 (30)</b> <p>子どもや青年の「発達援助」に携わる大人として、何ができるかを共に考え語り合う分科会です。保育、小・中学校、高等学校、フリースクールなど、乳幼児期から青年期までの長いスパンで「人の発達」を見通し、子ども理解をより豊かなものにしていきましょう。</p>
<b>18 地域と学校の文化・スポーツ活動 (30)</b> <p>子どもたちを人間的に成長させる上で、文化・スポーツ活動は大きな役割を担っています。しかしながら、そこには様々な課題や困難な状況があることも事実です。奮闘されている方々の実践をもとに、その解決に向けて、みんなで話し合しましょう。 ※17分科会と一部共同開催(詳細は当日お知らせします。)</p>	<b>24 不登校・登校拒否・高校中退 (30)</b> <p>不登校の子どもやひきこもりの青年に安心して成長できる居場所が求められます。親の困難な生活実態や「教育機会確保法」の検討を深め、学校現場のとりくみ、親の会、支援団体の努力を語り合しましょう。</p>

【教育全国署名 クラシです】 \*署名のとくみにご活用ください

# 子どもたちが安心して 学べる学校に

教育全国署名にご協力ください



## 少人数学級の前進を

すべての小・中学校、高校を、国の責任で35人以下学級とするよう求めます。さらに幼稚園や特別支援学級の学級定員の改善を求めます。

## せんせい ふやそう

子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、また教職員の長時間過密労働を解消するため、教職員定数の抜本的改善が必要です。

教育予算を  
増やして!

## 教育予算増で実現可能!

OECD平均まで教育予算を引き上げると幼稚園から大学まで教育無償化(約4兆円)、30人学級・教職員定数改善・給付奨学金拡充(約2兆円)が実現可能。

その差  
4.9兆円

もっと教育に  
お金をかけて!



公財政教育支出の対GDP比(2015年)

## ゆきとどいた教育をすすめる会

全教/全国私教連/教組共闘連絡会/全国私学父母懇・私学助成をすすめる会連絡会/全国各地のすすめる会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階  
TEL:03-5211-0123 FAX:03-5211-0124

